

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和 5年 5月 22日

愛知県知事 殿

提出者

住 所 愛知県半田市日東町4番地29

氏 名 株式会社アドヴィックス

半田工場工場長 森本 祥之

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 050-3094-5133

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社アドヴィックス 半田工場
事業場の所在地	愛知県半田市日東町4番地29
計画期間	令和5年4月1日より令和6年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	31 輸送用機械器具製造業
②事業の規模	製造品出荷額：企業機密のため非公開
③従業員数	2800人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	燃えやすい廃油、廃油(基準値を超える有害物質を含むもの) →中間処理業者にて焼却 pH2.0以下の廃酸、pH2.0以下の廃酸(基準値を超える有害物質を含むもの)、及びpH12.5以上の廃アルカリ→中間処理業者にて、中和及び廃液処理後、一部セメント材料として再資源化。

(日本工業規格 A列4番)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項	
(管理体制図)	
半田工場 — 工場管理室 — 環境グループ — 廃棄物管理部署 — 生産管理室 — 製造1室・製造2室 — 保全室 — 技術員室 — 3本柱推進グループ — AHB-G生産準備室	
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項	
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】
	特別管理産業廃棄物の種類 別紙のとおり
	排 出 量 別紙のとおり
	（これまでに実施した取組） アルコールを蒸留し再利用する工程にて、蒸留温度の変更により、アルコールの再生率を上げることで、廃棄物量を低減した。 改善効果：3 t /年の特別管理産業廃棄物低減。
②計画	【今年度（令和5年度）目標】
	特別管理産業廃棄物の種類 別紙のとおり
	排 出 量 別紙のとおり
	（今後実施する予定の取組） ・燃えやすい廃油を燃料として活用いただける買取先を検討し、廃棄物排出量の更なる低減を図る
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項	
①現状	（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・廃酸や廃アルカリについては、基本的に設備のタンクより、直接抜取り排出している。 ・燃えやすい廃油については、薬品ごとに容器を分けて保管及び排出している。
②計画	（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・今後も現状の取組を継続予定。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項	
① 現状	<b>【前年度（令和4年度）実績】</b>
	特別管理産業廃棄物の種類
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量
	(これまでに実施した取組) 「自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用」は無し。
② 計画	<b>【今年度（令和5年度）目標】</b>
	特別管理産業廃棄物の種類
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量
	(今後実施する予定の取組) 「自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用」の実施予定は無し。
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項	
① 現状	<b>【前年度（令和4年度）実績】</b>
	特別管理産業廃棄物の種類
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量
② 計画	<b>【今年度（令和5年度）目標】</b>
	特別管理産業廃棄物の種類
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量
(今後実施する予定の取組) 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理」の実施予定は無し。	

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項		
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	
	(これまでに実施した取組) 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分」は無し。	
② 計画	【今年度（令和5年度）目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	
	(今後実施する予定の取組) 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分」の実施予定は無し。	
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項		
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり
	全処理委託量	別紙のとおり
	優良認定処理業者への処理委託量	別紙のとおり
	再生利用業者への処理委託量	別紙のとおり
	認定熱回収業者への処理委託量	別紙のとおり
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	別紙のとおり
	(これまでに実施した取組) <ul style="list-style-type: none"> <li>・可能な限り、優良認定処理業者への処理委託を実施。</li> <li>・燃えやすい廃油など、委託後焼却処理を行う廃棄物については、可能な限り認定熱回収業者への委託を実施。</li> </ul>	

(第5面)

②計画	<b>【今年度（令和5年度）目標】</b>	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり
	全処理委託量	別紙のとおり
	優良認定処理業者への処理委託量	別紙のとおり
	再生利用業者への処理委託量	別紙のとおり
	認定熱回収業者への処理委託量	別紙のとおり
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	別紙のとおり
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・委託処理業者については、定期的な現地地点検を実施する。</li><li>・燃えやすい廃油など、委託後焼却処理を行う廃棄物については、今後も可能な限り認定熱回収業者への委託を継続する。</li></ul>	
電子情報処理組織の使用に関する事項	<b>【前年度（令和4年度）実績】</b>	
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	54.139 t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・電子マニフェストシステムを導入済みの為、運用を継続していく。</li></ul>		
※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

